

# 浪江町地域防災計画

---

## 原子力災害対策編

---

平成 2 9 年 度 修 正

浪 江 町 防 災 会 議



# 目 次

第 1 章 総則-----	1
第 1 節 計画の目的-----	3
第 2 節 計画の性格-----	3
第 3 節 計画の基礎とするべき災害の想定-----	5
第 4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲-----	6
第 5 節 重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施-----	9
第 6 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱-----	13
第 7 節 広域的な活動体制-----	20
第 2 章 原子力災害事前対策-----	21
第 1 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議-----	23
第 2 節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携-----	23
第 3 節 情報の収集・連絡体制等の整備-----	25
第 4 節 緊急事態応急体制の整備-----	29
第 5 節 対策拠点施設等の整備-----	31
第 6 節 緊急時モニタリング体制の整備-----	31
第 7 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備-----	31
第 8 節 避難収容活動体制の整備-----	32
第 9 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等-----	37
第 1 0 節 緊急輸送活動体制の整備-----	37
第 1 1 節 原子力災害医療活動体制-----	38
第 1 2 節 消防活動及び緊急時医療体制等の整備-----	38
第 1 3 節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備-----	38
第 1 4 節 原子力防災等に関する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信-----	38
第 1 5 節 防災業務関係者の人材育成-----	40
第 1 6 節 原子力防災に関する訓練-----	40
第 1 7 節 特定事象未満の事象に対する体制の整備-----	41
第 1 8 節 県外で発生した原子力災害に対する体制の整備-----	41
第 1 9 節 計画に基づく行動マニュアル等の整備-----	42
第 2 0 節 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備-----	42
第 2 1 節 業務継続計画の策定-----	43

第3章	原子力災害応急対策計画	45
第1節	基本方針	47
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	47
第3節	活動体制の確立	54
第4節	対策拠点施設における活動	71
第5節	住民等への的確な情報伝達活動	72
第6節	緊急時モニタリングへの協力等	75
第7節	避難、屋内退避等の防護措置	75
第8節	治安の確保及び火災の予防	81
第9節	飲食物の摂取制限、出荷制限等	81
第10節	原子力災害医療活動	82
第11節	救助・救急、消火及び医療活動	83
第12節	緊急輸送活動	84
第13節	防災業務関係者の安全確保	85
第14節	原子力被災者生活支援チームとの連携	86
第4章	原子力災害中長期対策	87
第1節	基本方針	89
第2節	放射性物質による環境汚染への対処	89
第3節	緊急事態解除宣言後の対応	89
第4節	心身の健康相談体制の整備	89
第5節	風評被害等の影響の軽減	90
第6節	被災者等の生活再建等の支援	90
第7節	被災中小企業等に対する支援	91
第8節	災害対策本部の解散	91

---

# 第 1 章 総則

---



## 第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下、「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉施設及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、浪江町（以下、「町」という。）が福島県（以下、「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関ととるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって浪江町民及び観光客等の一時滞在者（以下、「住民等」という。）の安全を図ることを目的とする。

## 第 2 節 計画の性格

### 第 1 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、浪江町防災会議が作成する「浪江町地域防災計画」の「原子力災害対策編」（以下、「本計画」という。）として定めたものであり、国の防災基本計画及び福島県地域防災計画の原子力災害対策編に基づいて作成したものである。

この計画に定めるもの以外の必要な対策については「浪江町地域防災計画（一般災害対策編）」に準拠するものとする。

### 第 2 福島県地域防災計画との関係

町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下、「福島県防災計画」という。）を基本として、町における具体的な計画を定めるものとする。

なお、県は、町の原子力災害対策編の作成又は修正に協力することとされている。

### 第 3 国の役割

国は、原子力災害に際して、現地における原子力災害対策の拠点としてあらかじめ指定した緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「対策拠点施設」という。）において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心にした初期活動を行うとともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、対策拠点施設に設けられる原子力災害合同対策協議会に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行

う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じることとされている。

#### 第4 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、住民に影響が及ぶことのないよう原災法に定める対策を確実に実施し、安全を確保するものとする。

また、本計画に基づく県、町及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に関して全面的に協力するものとし、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害からの復旧に関し、誠意をもって必要な措置を十分に講ずるものとする。

さらに、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、町と共同して平常時から防災等関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供する等、各種防災訓練の実施等を通じて有機的な連携体制の確立を図ることで、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。

#### 第5 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針

本計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下、「指針」という。）（平成27年4月22日改定）を基本するものとする。

#### 第6 計画の周知徹底

町は、この計画について、住民に周知を図るとともに、県、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るものとする。

また、各防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

#### 第7 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。



## 第3節 計画の基礎とすべき災害の想定

### 第1 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。

### 第2 計画の対象とする原子力施設

本計画の基礎となる災害の想定は、特定原子力施設である福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において重大な事故等が発生し、そのことに伴う放射性物質又は放射線の放出により生じる原子力災害とする。

#### 資料 第1章 総則(1)原子力発電施設の概要

本計画の対象となるこれらの原子力施設では、平成23年3月に以下の原子力災害が発生した。

#### 1 福島第一原子力発電所

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原子力発電所」という。）は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第64条の2に定める「特定原子力施設<sup>1</sup>」として指定された。

このことを踏まえ、指針では、当該原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）についても別に定められた。

<sup>1</sup> 福島第一原子力発電所に設置されている原子炉施設については、施設の状況に応じた適切な方法により管理を行うことが特に必要とされ、「特定原子力施設」として指定された。

## 2 福島第二原子力発電所

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下、「福島第二原子力発電所」という。）は、平成25年5月30日に、冷温停止の維持に係わる設備等の本設復旧が完了し、事業者は引き続き「特別な保全計画<sup>2</sup>」に基づき設備の計画的な点検を実施し、冷温停止維持に係わる設備等の健全性を確保していくこととされている。また、安全管理、放射線管理、品質管理、自然災害時の巡視点検対応、防災訓練、個別訓練を継続的に実施し、安全確保に万全を期すこととされている。

# 第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

## 第1 重点地域の範囲

県は、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等を行う原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲について、平成23年3月に発生した東京電力株式会社（現：東京電力ホールディングス株式会社）福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において国の指示に基づく避難（計画的避難を含む）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮して、表1-4-1に示す区域を定めている。

これにより、本町は町内全域が重点区域と設定された。

また、重点区域は、原子力施設との距離によって、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）と緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に区分され、本町は、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所共に、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）と設定された。

<sup>2</sup> 自然災害や事故等の発生によりプラントを長期に停止する場合や、プラントがその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合に、当該プラントの状態に応じ、特別な措置を講じることが法令で要求されており、これに基づき策定した計画が「特別な保全計画」である。

表1-4-1 重点区域の設定範囲

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害 対策 重点区域	予防的防護 措置を準備 する区域 (PAZ) <sup>3</sup>	—	原子力施設から 概ね半径5kmを 目安に設定
	緊急時防護 措置を準備 する区域 (UPZ) <sup>4</sup>	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、 <b>浪江町</b> 、葛尾村、 飯舘村（各市町村全域）	

資料

第1章 総則(2)原子力災害対策を重点的に充実すべき区域（重点区域図）

第1章 総則(3)原子力災害対策を重点的に充実すべき区域（行政区）

第1章 総則(4)原子力発電所からの方位別・距離別行政区調

<sup>3</sup> 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

原子力施設に異常事態が発生した場合には、事態が急速に進展した場合においても放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、「原子力緊急事態宣言」の発出と同時に住民の避難を開始するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的な防護措置を実施する区域として定めるものであり、その範囲は、IAEA（国際原子力機関）の国際基準等を踏まえ、原子力施設から概ね半径5km以内を目安とすることとされている。

<sup>4</sup> 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

原子力施設に異常事態が発生した場合には、放射線被ばくによる確定的影響を最小限に抑えるため、「原子力緊急事態宣言」の発令時には、緊急時モニタリングの結果をもとに住民の屋内退避等を実施するなど、緊急時の防護措置を準備する区域として定めるものであり、その範囲は、原子力施設から概ね半径30km以内を目安とすることとされている。



図1-4-1 浪江町の区域と福島県原子力施設の位置関係図

## 第5節 重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### 第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の考え方

原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質が放出される前の初期対応段階においては、指針に示された緊急時活動レベル（以下、「EAL」という。）等に応じて、予防的な防護措置を準備し実施することとされている。

防護活動に関する事態区分は、表1-5-1のとおりとする。

表1-5-1 防護活動に関する事態区分と想定される原子力施設の状況

事態区分名称	原子力施設の状況等
情報収集事態	大熊町・双葉町・楡葉町・富岡町（原子力施設等立地市町村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福島県（原子力施設等立地道府県）において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）
警戒事態 (EAL1)	放射線による影響は現時点ではないが、原子力施設における異常事態の発生やそのおそれがある段階 例) ・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ・福島県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ・福島県沿岸において、大津波警報が発令された場合 等
施設敷地緊急事態 (EAL2)	放射線による影響をもたらす可能性のある事故が生じたため、避難等の防護措置の準備を開始する段階 例) ・全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること ・原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が、非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下すること ・発電所敷地境界付近の毎時放射線量が(3ヶ月平均)+5マイクロシーベルト/時を検出したとき 等
全面緊急事態 (EAL3)	放射線による影響をもたらす可能性が高い事故が生じたため、迅速な避難等の防護措置を実施する段階 例) ・全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること ・発電所敷地境界付近の毎時放射線量が(3ヶ月平均)+5マイクロシーベルト/時を検出したとき(10分以上又は2地点以上) 等

## 第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の考え方

指針では、放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（以下、「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとされている。

表1-5-2 防護措置の基準とその概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>5 6</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>7</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
早期防護措置	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>7</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物 <sup>8</sup> の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

<sup>5</sup> 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で、必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

<sup>6</sup> OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

<sup>7</sup> 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

<sup>8</sup> 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

### 第3 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

町は、緊急事態区分毎の防護措置について、次の1～4の観点を加味して実施する。

#### 1 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の区分

住民の混乱を避けるために、いずれの発電所においても、各緊急事態区分で同じ対応を行うこととする。なお、町内には、未だ避難指示が継続しており住民等の一時立入が行われている区域がある一方で、避難指示が解除された区域では住民等が帰還し生活を再開している。そのため現状を踏まえ、防護措置は避難指示区域と避難指示区域でない区域に区分して実施する。

#### 2 自主避難者への対応

屋内退避を基本的な対策とするが、屋内退避と並行して、多数発生することが懸念される自主避難者への対応について、事前の準備を進めることとし、国、県、避難先自治体等の関係機関に協力を要請する。

#### 3 安定ヨウ素剤の事前配布

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所では、長期間運転が行われておらず半減期の短い放射性ヨウ素はほとんどないことから、指針では、安定ヨウ素剤の服用を対策として位置づけていない。

しかしながら、町は、当分の間は安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布を検討することとし、国からの住民への十分な説明を踏まえて引き続き安定ヨウ素剤に関する対策を検討していくこととする。

#### 4 広域避難への備え

指針では、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所においては、使用済燃料プールに保管されている核燃料も十分な期間冷却されていることや、燃料デブリから外部に大量に放射性物質が放出するような再臨界の可能性は低いことから、防護措置については屋内退避で足りるとしている。しかし、EAL1となる可能性が最も高いものは、大津波警報の発令や震度6弱以上の地震の発生によるものであり、そうした状況においてEAL2, 3と事態が進展するような場合には、想定外の重大な事態となっている可能性が高く、避難が必要になると考えられる。

そのため、地震等との複合災害も考慮した対応として、指針に示されている防護措置を実施しつつ、町独自の対応として、自主避難者への対応や状況に応じた広域避難を実施するパターン、及び指針と異なり町独自の対応として、EAL1で避難準備、EAL2で広域避難を実施するパターンのいずれかを選択可能な計画とする。

以上を踏まえ、緊急事態区分、避難指示の状況に応じて町が実施する防護対策の流れを示したものが次表である。

表1-5-3 防護対策の流れ

(●は指針で示されている対応、○は指針の想定を超える町独自の対応)

緊急事態区分	避難指示区域	避難指示区域でない区域
警戒事態 (EAL 1)	●一時滞在者の退去準備	<p>●警戒事態発生 of 広報 → 広域避難が必要と判断</p> <p>○自主避難者への対応の準備 → 事態の急速な進展の恐れ → ○町は広域避難の準備に着手</p>
施設敷地緊急事態 (EAL 2)	●一時滞在者の退去	<p>●屋内退避の準備 ○町は広域避難の準備に着手 ○安定ヨウ素剤配布の準備</p> <p>→ 事態の急速な進展の恐れ → ○広域避難の実施 ○安定ヨウ素剤配布の準備</p>
全面緊急事態 (EAL 3)	(●退去の確認)	<p>●屋内退避 ○屋内退避後、状況に応じて町外への広域避難を指示</p> <p>(○広域避難の確認)</p>
OIL1	●即時避難	●即時避難
OIL2	●線量の高いところから順次避難又は一時移転	●線量の高いところから順次避難又は一時移転



## 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

町は、原子力防災に関し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福島県地域防災計画（一般災害対策編）第1章第5節第2に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」及び浪江町地域防災計画（一般災害対策編）第1章第5節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とするが、事務及び業務の大綱は次のとおりとする。

### 1 町

- 1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
- 2 通信連絡網の整備に関すること。
- 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
- 4 原子力防災対策上必要な資料（環境条件の把握）の整備に関すること。
- 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。
- 6 県の緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。
- 7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。
- 8 緊急被ばく医療活動に関すること。
- 9 飲食物の摂取制限等に関すること。
- 10 汚染物質の除去等に関すること。
- 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
- 12 各種制限措置等の解除に関すること。
- 13 原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。
- 14 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 15 損害賠償請求等に必要な資料の作成に関すること。

### 2 町教育委員会

- 1 園児、児童、生徒及び関係者等への放射線等に係る知識の普及に関すること。
- 2 園児、児童、生徒の安全の確保に関すること。
- 3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。
- 4 幼稚園及び小・中学校への災害情報の伝達、広報に関すること。

### 3 福島県（教育庁、警察本部を除く）

- 1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
- 2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。
- 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。

- 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
- 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。
- 6 緊急時モニタリングに関すること。
- 7 緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。
- 8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。
- 9 原子力災害医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く）。
- 10 飲食物の摂取制限等に関すること。
- 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
- 12 汚染物質の除去等に関すること。
- 13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。
- 14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。
- 15 防災関係機関との連絡調整に関すること。

#### 4 双葉警察署

- 1 住民に対する広報に関すること。
- 2 住民避難等の誘導に関すること。
- 3 立入制限措置に関すること。
- 4 災害警備及び通行規制に関すること。
- 5 緊急輸送のための交通確保に関すること。

#### 5 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

- 1 広報車等による住民に対する広報に関すること。
- 2 住民避難等の誘導に関すること。
- 3 原子力災害医療活動に関すること。
- 4 救急、救助活動の実施に関すること。
- 5 防護対策地区の防火活動に関すること。
- 6 県広域消防相互応援協定に基づく防災活動の実施に関すること。

#### 6 指定地方行政機関

東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察本部の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。</li> <li>2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。</li> <li>3 管区内防災関係機関との連携に関すること。</li> <li>4 管区内各県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。</li> <li>5 警察通信の確保及び統制に関すること。</li> </ol> <p>[原子力災害]</p>
---------	---

	<p>6 災害状況の把握と報告連絡に関すること。</p> <p>7 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。</p> <p>8 関係職員の派遣に関すること。</p> <p>9 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
<p>東北財務局 福島財務事務所</p>	<p>1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</p> <p>2 地方公共団体に対する災害融資に関すること。</p> <p>3 災害発生時における国有財産の無償貸与等に関すること。</p>
<p>東北厚生局</p>	<p>災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整に関すること。</p>
<p>東北農政局福島支局</p>	<p>1 災害時における主要食糧の需給調整に関すること。</p> <p>[原子力災害]</p> <p>2 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</p> <p>3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</p> <p>4 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</p>
<p>関東森林管理局 磐城森林管理署 (浪江森林事務所)</p>	<p>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。</p> <p>2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。</p> <p>[原子力災害]</p> <p>3 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>4 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること。</p>
<p>東北経済産業局</p>	<p>1 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</p> <p>2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</p> <p>3 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。</p>
<p>東北運輸局 (福島運輸支局)</p>	<p>1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</p>

<p>東京航空局 仙台空港事務所 福島空港出張所</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置に関する事。</li> <li>2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。</li> <li>3 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関する事。</li> </ol> <p>[原子力災害]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 航空機の安全航行に関する事。</li> <li>5 原子力発電所上空の飛行規制に関する事。</li> </ol>
<p>仙台管区気象台 (福島地方気象台)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</li> <li>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</li> </ol>
<p>第二管区海上保安本部 (福島海上保安部)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関する事。</li> <li>2 海難救助、海上警備、海上治安維持及び海上安全確保に関する事。</li> <li>3 海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関する事。</li> </ol> <p>[原子力災害]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 船舶に対する広報に関する事。</li> <li>5 海上における治安の維持に関する事。</li> <li>6 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関する事。</li> <li>7 海上における救助・救急に関する事。</li> <li>8 緊急輸送を行うための支援に関する事。</li> </ol>
<p>東北総合通信局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の統制整理に関する事。</li> <li>2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監督に関する事。</li> <li>3 各種非常通信訓練に関する事。</li> <li>4 非常通信連絡協議会の指導育成に関する事。</li> </ol>

<p>東北地方整備局磐城国道事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。</li> <li>2 洪水予警報等の発表及び伝達に関すること。</li> <li>3 水防活動の指導に関すること。</li> <li>4 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。</li> <li>5 被災直轄公共土木施設の復旧に関すること。 〔原子力災害〕</li> <li>6 国道の通行確保に関すること。</li> <li>7 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。</li> </ol>
<p>福島労働局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工場事業場における労働災害の防止に関すること。 〔原子力災害〕</li> <li>2 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</li> <li>3 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。</li> </ol>

## 7 自衛隊

<p>陸上自衛隊 東北方面総監部 第44普通科連隊 海上自衛隊 航空自衛隊</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急救護に関すること。</li> <li>2 空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</li> <li>3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</li> <li>4 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。</li> </ol>
---	---

## 8 指定公共機関及び指定地方公共機関

<p>国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所  国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力災害医療活動に関すること。</li> <li>2 専門機関との連携強化に関すること。</li> <li>3 専門家の派遣に関すること。</li> <li>4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。</li> <li>5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。</li> <li>6 住民相談窓口の設置等に関すること。</li> <li>7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。</li> </ol>
<p>東日本電信電話(株)福島支店 NTTコミュニケーションズ(株)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信の確保に関すること。</li> <li>2 災害時優先電話に関すること。</li> <li>3 仮設回線の設置に関すること。</li> </ol>

(株)NTT ドコモ東北支社 KDDI(株) ソフトバンク(株)	
東日本旅客鉄道(株)	救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本赤十字社 福島県支部	1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞(株)	1 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 2 原子力防災に関する知識の普及に関すること。
日本通運(株)福島支店 福山通運(株) 佐川急運(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) (公社)福島県バス協会 福島交通(株) 新常磐交通(株) 会津乗合自動車(株) (公社)福島県トラック協会	緊急輸送に対する協力に関すること。
東日本高速道路(株)いわき 管理事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 緊急輸送に対する協力に関すること。 3 高速道路の通行確保（緊急交通路指定時を含む）に関すること。
(一社)福島県医師会 (公社)福島県診療放射線 技師会	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
日本郵便株式会社 (浪江郵便局)	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

## 9 東京電力ホールディングス株式会社

- 1 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関する事。
- 2 原子力施設の防災管理に関する事。
- 3 従業員等に対する教育、訓練に関する事。
- 4 関係機関に対する情報の提供に関する事。
- 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。
- 6 緊急時モニタリング活動に対する協力に関する事。
- 7 原子力災害医療活動に関する事。
- 8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。

## 10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町が行う避難及び応急対策への協力に関する事。</li> <li>2 被災者の保護及び救援物資の支給に関する事。</li> </ol>
福島さくら農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故情報及び各種措置の伝達に関する事。</li> <li>2 農畜産物の出荷制限に関する事。</li> <li>3 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。</li> </ol>
請戸漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故情報及び各種措置の伝達に関する事。</li> <li>2 水産物の出荷制限に関する事。</li> <li>3 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。</li> </ol>
町商工会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。</li> <li>2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関する事。</li> </ol>
金融機関	業務運営の確保及び非常金融措置の実施に関する事。
診療所等医療施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 患者の保護及び誘導に関する事。</li> <li>2 病人等の受け入れ及び保護に関する事。</li> <li>3 被災負傷者等の治療及び助産に関する事。</li> </ol>
社会福祉施設の管理者	入所者の保護及び誘導に関する事。

## 第7節 広域的な活動体制

### 第1 広域的な活動体制の確立

原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が、県及び町に対して、技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努めるものとする。

### 第2 本県以外で発生した原子力災害への支援

町は、本県以外で原子力災害が発生した場合、住民の安全を確保するとともに、災害が発生した都道府県への応援のため、県と協力のもとに、必要な事務又は業務を行うものとする。



---

## 第 2 章 原子力災害事前対策

---



## 第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議

### 第1 防災業務計画に関する協議

町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、原災法第7条第2項に基づき県から意見聴取を受けた時は、本計画と整合性を保つ観点から、意見を文書で回答するものとする。

### 第2 事業者の届出の受理等

原災法に基づく次の事項について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

- ア 原子力防災要員の現況（原災法第8条第4項）
- イ 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任  
（原災法第9条第5項及び第6項）
- ウ 放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況  
（原災法第11条第3項及び第4項）

## 第2節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

### 第1 原子力防災専門官との連携

町は、本計画の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練、対策拠点施設の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官<sup>9</sup>と密接な連携を図り、実施するものとする。

### 第2 地方放射線モニタリング対策官との連携

町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリングの協力、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について

<sup>9</sup> 原子力防災専門官は、原災法第30条に基づき、対策拠点施設に常駐して、平常時は原子力事業者防災業務計画作成に係る指導・助言などを行う。緊急事態が発生した際は、初動時において現地事故対策連絡会議の議長として、事故等情報の集約や地方公共団体の応急措置に係る助言、防災関係機関との調整などの業務に当たる。

は、地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官<sup>10</sup>と密接な連携を図り、実施する。

---

<sup>10</sup> 地方放射線モニタリング対策官は、平常時は原子力施設周辺等の環境モニタリングの実施に関する専門的事項について、関係自治体との連絡・調整等を行う。原子力施設で緊急事態が発生した場合には、原子力規制庁職員の一員として、現地に急行し、緊急時モニタリング活動の実施を現場で統率する。

## 第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。

資料 第2章 原子力災害事前対策(1)通信連絡網

#### 1 原子力災害時緊急通報連絡体制表等の整備

町は、連絡・指導を行う施設、事業者、防災関係機関等を明確にするとともに、通報連絡を緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備する。その際、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町は、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成するものとする。  
ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 県と連絡や情報共有する窓口

ウ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先（電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等）

エ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者（連絡順位付き）を含む。）

オ 防災関係機関等への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

#### 2 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

#### 3 情報の収集・連絡を担当する要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡を担当する要員をあらかじめ指定しておくなど、職員の派遣体制の整備を図るものとする。

#### 4 非常通信協議会との連携

町は、東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

#### 5 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、消防無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

## 6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、関係機関等の意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部会議にその出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

### 第2 原子力防災対策上必要な資料の整備

町は、応急対策の的確な実施に資するため、国、県及び原子力事業者と協力して、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、災害対策本部を設置する町役場等及び対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、常に最新のものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。

《備え付ける資料》

#### 1) 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

資料 第2章 原子力災害事前対策(2) 原子力事業所の施設の配置図

#### 2) 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（距離・方位別。要配慮者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む。）

資料 第2章 原子力災害事前対策(3) 行政区別・年齢別人口

- ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

資料 第2章 原子力災害事前対策(4) 道路に関する調べ（国道、県道、高速道路、町道）(5) 鉄道に関する調べ (6) ヘリポートに関する調べ、(7) 交通状況（常磐自動車道）

- エ コンクリート屋内退避施設、避難所に関する資料及び避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

資料 第2章 原子力災害事前対策(8) コンクリート屋内退避施設一覧

- オ 周辺地域の公共施設、特殊施設（幼稚園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料

- カ 緊急被ばく医療施設（初期被ばく医療、二次被ばく医療）に関する資料（位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む。）

資料 第2章 原子力災害事前対策(9) 緊急被ばく医療施設

- キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

資料 第2章 原子力災害事前対策(10) 飲料水、食料、機器保守サービス調達

3) 防護措置の判断に関する資料

ア 周辺地域の気象・海象資料（過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等）

資料 第2章 原子力災害事前対策(11)気象観測結果

イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取候補地点図

資料 第2章 原子力災害事前対策(12)町内モニタリングポスト設置位置図

ウ 平常時環境放射線モニタリング資料(事故前10年間及び過去3～10年間の統計値等)

エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料

資料 第2章 原子力災害事前対策(13)飲料水関係施設

オ 農林水産物の生産及び出荷状況

資料 第2章 原子力災害事前対策(14)農林水産物の収穫等状況

4) 防護活動資機材等に関する資料

ア 資機材の整備・配備状況

資料 第2章 原子力災害事前対策(15)原子力防災資機材一覧

イ 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制

資料 第2章 原子力災害事前対策(16)車両登録台数一覧

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況

資料 第2章 原子力災害事前対策(17)安定ヨウ素剤の配備状況

5) 災害復旧に関する資料

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

### 第3 情報の分析整理

#### 1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に整理・分析するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を聴取できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

#### 2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその促進に努めるものとする。

#### 第4 通信手段・経路の多様化等

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時の通信

連絡に必要となる諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟に努めるものとする。

なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性の確保、多重化等に努めるものとする。

### 1 町防災行政無線の整備

町防災行政無線（同報系）において、屋外における聴取困難地域の解消、戸別受信機の整備に努める。特に、海水浴場等の観光施設への屋外拡声器の設置、公共施設、一般事業所、宿泊施設等への戸別受信機の設置を促進する。

### 2 専用回線網の整備

#### 1) 国、県、関係市町村との間の専用回線網の整備

町は、国、県及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

#### 2) 対策拠点施設との間の専用回線網の整備

町は、国と連携し、対策拠点施設との間の通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。

### 3 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

### 4 災害時優先電話等の活用

町は、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。なお、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等の習熟に努めるものとする。

### 5 非常用電源等の確保

町は、県及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

また、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。

### 6 保守点検の実施

町は、通信設備及び非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。



## 第4節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておくものとする。

### 第1 原子力災害対策本部体制等の整備

町の配備体制については、安全確保協定<sup>11</sup>、緊急事態区分及びEALに応じて、次のとおり定める。

#### 1 事前配備

安全確保協定に基づく通報については、通常業務として対応することとしている。ただし、帰町準備室長が必要と認めた場合には、事前配備体制を立ち上げ、速やかに職員を招集するとともに情報の収集・連絡に努めるものとする。

#### 2 警戒配備

町は、次の場合に警戒態勢を立ち上げることとし、速やかに職員を招集するとともに情報の収集・連絡に努めるものとする。

ア 情報収集事態の発生（立地町において震度5弱又は震度5強の地震が発生）を認知したとき

イ 福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所において安全確保協定に基づく事態発生の通報があり、帰町準備室長が当該配備を必要と判断したとき

#### 3 災害対策本部（第一次非常配備体制）

町は、次の場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速かつ的確に設置・運営するものとする。

ア 警戒事態の発生を認知したとき

イ 県が設置しているモニタリングポストにより、原災法第10条に定める特定事象発生の通報を行うべき数値5マイクロシーベルト/時（避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3ヶ月平均）+5マイクロシーベルト/時検出時）が検出を発見され、原子力防災専門官により原子力施設によるものと確認されたとき

ウ その他必要により、町長が当該配備を指令したとき

#### 4 災害対策本部（第二次非常配備体制）

町は、次の場合に、第二次非常配備体制により、災害対策本部を強化・運営するものとする。

ア 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象発生の連絡・通報を受け

<sup>11</sup> 安全確保協定

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定（平成28年9月1日）

たとき

イ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合

ウ 原子力災害が広域に及ぶことが予想されたときで、本部長(町長)が当該配備を指令したとき

エ その他必要により、本部長(町長)が当該配備を指令したとき

## 第2 対策拠点施設における体制

### 1 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

町は、国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

### 2 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員の派遣体制

町は、対策拠点施設において開催される現地事故対策連絡会議（施設敷地緊急事態の発生で設置）及び原子力災害合同対策協議会機能班（全面緊急事態の発生で設置）への職員の派遣体制について定めておくものとする。なお、その際、併せて派遣職員の職務権限の範囲及び移動交通手段等についても定めておくものとする。

## 第3 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難先や避難退域時検査場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定締結の促進を図り、要請先及び要請手順等を定めておくものとする。

## 第4 専門家の派遣要請

町は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合には、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請することができることから、その手続きをあらかじめ定めておくものとする。

## 第5 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制を整備する。

## 第6 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から国、県、原子力事業者及び防災関係機関等と原子力防災体制について情報交換を行い、各防災関係機関等の役割分担を定め、連携体制の強化に努めるものとする。

## 第5節 対策拠点施設等の整備

### 第1 設備・資機材等の整備、維持管理

町は、国、県、関係市町村及び原子力事業者と相互に連携し、それぞれの役割に応じて、対策拠点施設における応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について、適切に整備、維持及び管理を行う。

### 第2 対策拠点施設の活用

町は、国、県、関係市町村及び原子力事業者とともに、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として、平常時から、訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

## 第6節 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングのために、国の統括のもと、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国(原子力規制委員会及び関係省庁)、関係地方公共団体(PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。)、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

町は、緊急時モニタリングにおける県等の関係機関との連絡体制を構築しておく。

## 第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

### 第1 広報実施マニュアル等の作成

町は、国及び県と連携し、警戒事象通報後から周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとし、県の支援を得るなどして広報実施マニュアル等を作成するものとする。

### 第2 体制及び設備等の整備

町は、的確な情報を常に伝達できるよう、町有施設等への連絡体制及び町防災行政無線、広報車両等の施設・設備の整備を図るものとする。

また、防災行政無線の戸別受信機が整備されていない事業所等に対する情報伝達手段を確保するものとする。

資料 第2章 原子力災害事前対策(18) 広報設備の整備状況

### 第3 住民相談窓口の整備

町は、国、県及び事業者と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等を定めておくものとする。

### 第4 要配慮者等への広報体制の整備

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

### 第5 多様な広報媒体の活用

町は、広報掲示板、データ放送、有線放送、携帯電話への緊急速報メール、インターネットホームページ及びソーシャルネットワークシステムなどのインターネット上の情報共有ツール等を含めた多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 第8節 避難収容活動体制の整備

### 第1 県における広域避難計画の作成

県は、市町村間を越えた広域避難を想定し、関係市町村の他の市町村（県外市町村を含む）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとされている。

- ア 指定避難所（以下、「避難所」という。）の名称、場所、収容可能人数
- イ 避難要請を行う関係市町村の措置
- ウ 県の措置
- エ 避難要請を受けた市町村の措置
- オ 避難者の輸送体制
- カ 市町村を越える広域的な避難経路等
- キ 避難中継所<sup>12</sup>の役割
- ク あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整
- ケ その他広域避難に必要な事項

### 第2 町における避難計画の作成

町は、原災法第15条に基づく全面緊急事態又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、広域避難計画を策定するものとする。

<sup>12</sup> 避難中継所とは避難先市町村内での集合場所であり、避難施設の情報等を集約し、避難してきた住民に提供すること等を目的として設置する。

県は、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、広域避難計画の策定等を通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとする。

### 第3 避難計画の作成にあたっての留意事項

#### 1 避難等の指示の伝達方法

住民への指示の伝達については、広報実施マニュアル等によるほか、次について定めておくものとする。

ア 住民、一般事業所等については、防災行政無線、ファクシミリ、広報車等による他、要配慮者に対する戸別訪問等の方法について定めるものとする。

イ 観光施設等においては、施設管理者への連絡方法、施設責任者による利用者への伝達方法等について確認しておくものとする。

#### 2 避難所及びコンクリート屋内退避所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

##### 1) 避難所等の選定

広域避難先市町村における避難所等の選定基準等はおおむね次のとおりとするが、選定基準により難しい場合は、地域の実情に応じて定めるものとする。

ア 避難所は、発電所からの方角及び距離を踏まえて選定するものとする。

イ 避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

ウ 避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

エ 原則として耐震構造の耐火・準耐火建築物で、できる限り生活面での障害が除去（バリアフリー化）された公共施設とすることが望ましい。

##### 2) 学校を指定する場合の措置

学校を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意し、広域避難先市町村がそれぞれの教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておくものとする。

##### 3) 県有施設の利用

県有施設を避難所として定める必要があるときは、広域避難先市町村は、当該施設の財産管理者にあらかじめ協議し、承諾を得るものとする。

#### 3 資機材・車両等の整備

町は、住民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

#### 4 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難指示等を行った場合、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備するものとする。

なお、住民が広域避難先の指定した避難所以外に避難をした場合等には、町災害対策本部に居場所及び連絡先を連絡するよう住民に周知するなど、避難状況の確実な把握に努めるものとする。

## 5 住民輸送に関する事項

### 1) 避難路の確保

ア 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。

イ 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

### 2) 避難路の整備

町は、県と協議のうえ適切な避難路の整備に努めるものとする。

## 6 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

負傷者に対する応急救護については、県現地本部医療班の救護チーム等によるものとするが、救護チームの配置については県と調整して定めるものとする。

## 7 避難所の管理に関する事項

避難所の管理者については、原則として町職員を指定するものとする。

## 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

町は、高齢者、障がい者（児）、外国人その他のいわゆる要配慮者を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域団体等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導、移送体制の整備するものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

## 9 避難の心得、その他

町は、災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、住民に一時集合場所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上は、広報を行うなど周知徹底を図るものとする。

## 第4 避難行動要支援者に関する措置

町は、避難行動要支援者（町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

ア 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

イ 町は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

## 第5 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

### 1 要配慮者避難支援計画等の整備

町は、要配慮者及び一時滞在者への避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

イ 県の協力のもと、避難誘導や搬送・受入体制の整備を図るものとする。

ウ 県の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

### 2 学校等施設における避難計画の整備

学校等においては、多数の園児・児童・生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難計画を立てる。

- ・避難実施責任者
- ・避難の順位
- ・避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の要領及び措置
- ・避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- ・避難場所の選定、並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- ・避難者の確認方法
- ・児童・生徒等の父母・保護者等への引渡方法
- ・通学時に災害が発生した場合の避難方法

### 3 病院・社会福祉施設等における避難計画

病院・社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- ・避難実施責任者
- ・避難の順位
- ・避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- ・避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- ・避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- ・入院患者及び入所者の他施設等への転院・転所方法
- ・避難者の確認方法
- ・家族等への連絡方法

## 第6 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

## 第7 避難所における設備等の整備

町は、県と連携し、広域避難先市町村の協力も得て、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な環境の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

## 第8 物資の確保対策への取組

町は、県と連携し、広域避難先市町村の協力も得て、指定された避難所又はその近傍で、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の確保対策に取り組むものとする。

## 第9 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。



## 第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

町は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制及びそれらを実施した場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めしておくものとする。

表2-9-1 飲食物の出荷制限等に係る基準等<sup>13</sup>

基準の概要	初期設定値 <sup>14</sup>			防護措置の概要
経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 (O I L 6)	核種 <sup>15</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>16</sup>	
	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

## 第10節 緊急輸送活動体制の整備

### 第1 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、原子力災害時の住民避難など円滑な緊急輸送を行うため、町の管理する情報板等について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

また、町は緊急輸送が円滑に行われるよう、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

### 第2 専門家の移送体制の整備

町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県と共にあらかじめ定めしておくものとする。

<sup>13</sup> 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関しては、当初、暫定規制値を超える食品が流通しないよう出荷制限などの措置がとられた。その後、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から新たな基準値が設定されている（平成24年4月1日から施行）。

<sup>14</sup> 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、O I Lの初期設定値は改定される。

<sup>15</sup> その他の核種の設定の必要性も含め、今後検討することとされている。

<sup>16</sup> 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

## 第11節 原子力災害医療活動体制

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

## 第12節 消防活動及び緊急時医療体制等の整備

### 第1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

### 第2 消火活動用資機材等の整備

町は、平常時から県、事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行う。

## 第13節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、国及び県の協力のもと、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を備蓄する。また、平常時より、国、県及び原子力事業者と密接な情報交換を行うものとする。

資料 第2章 原子力災害事前対策(15)原子力防災資機材一覧

## 第14節 原子力防災等に関する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

### 第1 住民に対する知識の普及と啓発

町は、国、県及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 原子力施設の概要に関すること。
- ウ 原子力災害とその特性に関すること。
- エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- オ 原子力災害時に町等が講じる対策の内容に関すること。
- カ 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- キ 避難に関すること（コンクリート屋内退避所、避難所等及び一時集合場所、避難経路、避難中継所、避難退域時検査及び簡易除染、避難手段等）。
- ク 要配慮者の支援に関すること。
- ケ 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- コ 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- サ 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
- シ その他必要と認める事項。

## 第2 防災教育の充実

町は教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

## 第3 要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及・啓発に際し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

## 第4 避難所以外に避難した住民等への周知

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

## 第5 各種資料のアーカイブ、公開

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、過去の原子力災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

## 第6 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県、被災市町村と連携し、

災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

## 第15節 防災業務関係者の人材育成

町は、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務に携わる者に対して国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国及び県と連携して、次に掲げる教育を実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- ア 原子力防災体制及び組織に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること
- カ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- キ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- ク 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ケ 原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関すること
- コ その他緊急時対応に関すること

## 第16節 原子力防災に関する訓練

### 第1 訓練の実施

町は、国、県及び原子力事業者等と連携し、次に掲げる防災活動の要素ごとや各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ア 緊急時通信連絡訓練
- イ 災害対策本部等の設置運営訓練
- ウ 対策拠点施設への参集、運営訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療活動訓練
- カ 広報訓練
- キ 住民避難訓練
- ク 通行規制、立入制限、災害警備訓練
- ケ 1)～8)の要素を組み合わせた訓練

コ 原災法第13条に基づく総合的な防災訓練

## 第2 実践的な訓練の工夫と事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、安全規制担当省庁の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知するものとする。

さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

## 第17節 特定事象未満の事象に対する体制の整備

町は、原災法第10条に定める特定事象未満（5マイクロシーベルト/時未満）の放射能（放射線）放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項に関する県の検討を踏まえ、必要な体制、資料等を整備するものとする。

## 第18節 県外で発生した原子力災害に対する体制の整備

町は、県外で原子力災害が発生した場合、住民不安の解消を図るため、以下の事務又は業務を行うものとする。

- ア 原子力災害に関する情報収集と関係機関への情報提供
- イ 事故現場付近を通過した住民に対する健康相談等の実施
- ウ その他必要な事項

## 第19節 計画に基づく行動マニュアル等の整備

町は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を行うべき施設や関係機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。

また、訓練等の実施により明らかとなった課題を修正するとともに、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行うものとする。

## 第20節 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

### 第1 事前配布体制の整備

町は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

事前配布を行うにあたっては、以下の点に留意する。

ア 町は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県、関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。

イ 町は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

ウ 町は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努める。

### 第2 緊急時における配布体制の整備

緊急時における配布体制について、次のような準備を行う。

ア 町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び

服用に關与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 町は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等を、あらかじめ準備しておくものとする。

## 第21節 業務継続計画の策定

町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。





---

## 第3章 原子力災害応急対策計画

---



## 第1節 基本方針

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。なお、これら以外の特定期間未達の事象や安全協定に基づく通報があった場合などであっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

## 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

### 第1 情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会及び県は、情報収集事態を認知した場合には、防災関係機関相互において、通報連絡を行うものとされている。福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所との緊急時通報連絡システムについては、図3-2-1 通報連絡システム図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）、図3-2-2 通報連絡システム図（県モニタリングポストにより $5\mu\text{Sv/h}$ を観測した場合）に示す。

町は、原子力事業者や原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等のために警戒配備体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、町消防団等に連絡するものとする。

なお、指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整を図るものとする。

### 第2 警戒事態が発生した場合

原子力事業所において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には、警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。

#### 1 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係市町村、関係機関等へ通報するものとされている。

## 2 原子力規制委員会が行う連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。

また、それぞれに対して以下の要請を行うものとされている。

ア 避難指示区域を含む市町村

一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。

イ UPZ外の市町村

施設敷地緊急事態要避難者<sup>\*17</sup>の避難準備への協力。

## 3 県からの通報連絡

県は、原子力規制委員会若しくは原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、町に連絡するものとされている。

## 4 町の連絡

町は、警戒事態の発生を認知した場合には、直ちに、関係する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、町消防団等に連絡を行う。

町は、第一次非常体制を確立するとともに、各種情報、応急対策活動の状況等を国、県、防災関係機関と随時連絡し、連携を密にする。

なお、町が災害対策本部を設置した後は、県に連絡する。

## 第3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う（「福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図」参照）。

### 1 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業所の原子力防災管理者は、原災法第10条に定める特定事象を自ら発見又は発生の連絡を受けた場合、直ちに、原災法に定める様式により、国、県、関係市町村、警察、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認するものとされている。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合には、原子力事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとされている。

また、通報を受けた事象に対する原子力事業所への問い合わせについては、原則として、県、関係市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努めるものとされている。

<sup>17</sup> PAZ内における、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者。

- ア 特定事象発生の時刻
- イ 特定事象発生の場所
- ウ 特定事象の種類
- エ 想定される原因
- オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状況
- カ その他特定事象の把握に参考となる情報

さらに、第2報以降についても、事業者は、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努めることとされている。

## 2 原子力規制委員会からの連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。

また、それぞれに対して以下の要請を行うこととされている。

- ア 避難指示区域を含む関係市町村  
一時立入している住民等の退去開始。
- イ UPZを含む関係市町村  
住民等の屋内退避の準備。
- ウ UPZ外の市町村  
住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

## 3 原子力防災専門官からの連絡

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国及び関係地方公共団体に連絡することとされている。

原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行うこととされている。

## 4 県からの通報連絡

県は、次の場合に、通報連絡を行うこととされている。

- ア 県は、施設敷地緊急事態に関する原子力事業者からの通報及び国（原子力規制委員会、原子力防災専門官）からの連絡があった場合、町に連絡する。
- イ 県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト／時）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。（避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、

毎時放射線量（3ヶ月平均）＋5マイクロシーベルト／時検出時とする。）

なお、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携して、原子力事業所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県、関係市町村に連絡することとされている。

## 5 町の連絡

町は、施設敷地緊急事態に関する原子力事業所からの通報、国（原子力規制委員会、原子力防災専門官）及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに、指定地方公共機関（県との調整の上、町が連絡することとされた機関）に連絡を行うものとする。

町は、第二次非常配備体制を確立するとともに、各種情報、応急対策活動の状況等を国、県、防災関係機関と随時連絡し、連携を密にするものとする。

## 6 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の通報連絡

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、施設敷地緊急事態に関する原子力事業所からの通報、県又は町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署に対し連絡を行うものとする。

## 第4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

原子力事業所において、発生している特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により連絡を行うものとする。

### 1 原子力事業所からの報告

原子力事業所の原子力防災管理者は、全面緊急事態を自ら発見又は発生の連絡を受けた場合、直ちに、国、県、関係市町村、警察、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。また、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告するよう努めることとされている。

### 2 国からの連絡

国（原子力規制委員会）は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

町は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。なお、町は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

### 3 県からの連絡

県は、原子力事業所から全面緊急事態発生への報告、国（原子力規制委員会）からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時モニタリング結果等、その他必要と思われる事項について、連絡系統図により関係市町村及び関係機関に直ちに連絡することとされている。

### 4 町の連絡

町は、原子力事業所からの全面緊急事態発生への報告、国（原子力規制委員会）からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県からの連絡を受けた場合、直ちに関係する指定地方公共機関（県との調整の上、町が連絡することとされた機関）に連絡を行う。

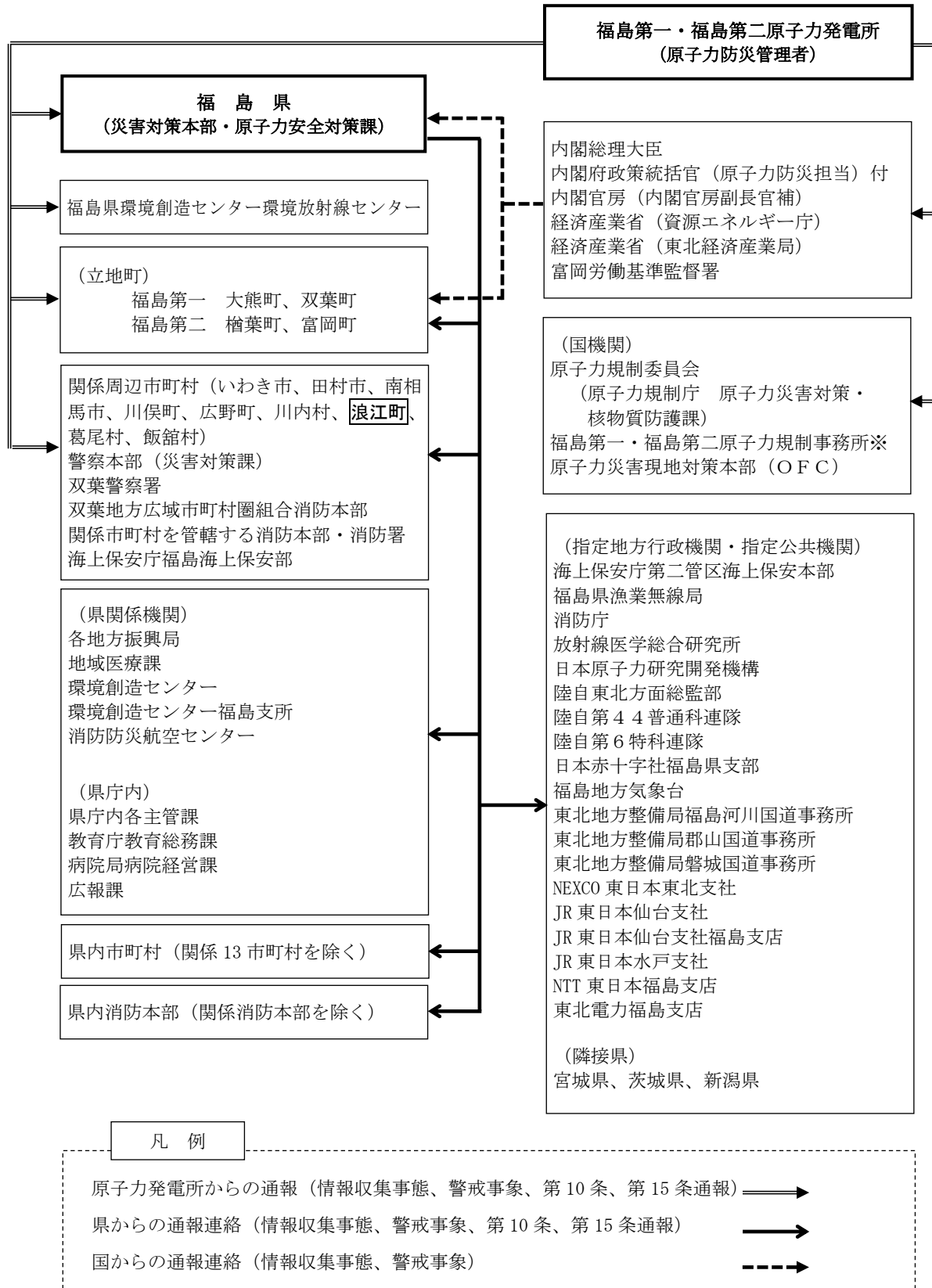
### 5 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の通報連絡

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、原子力事業所からの全面緊急事態発生への報告、県又は町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行う。

## 第5 一般電話回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、町は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

原子力事業所からは衛星電話等を携帯した連絡員を町に派遣するものとする。



※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

図3-2-1 通報連絡系統図 (情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合)



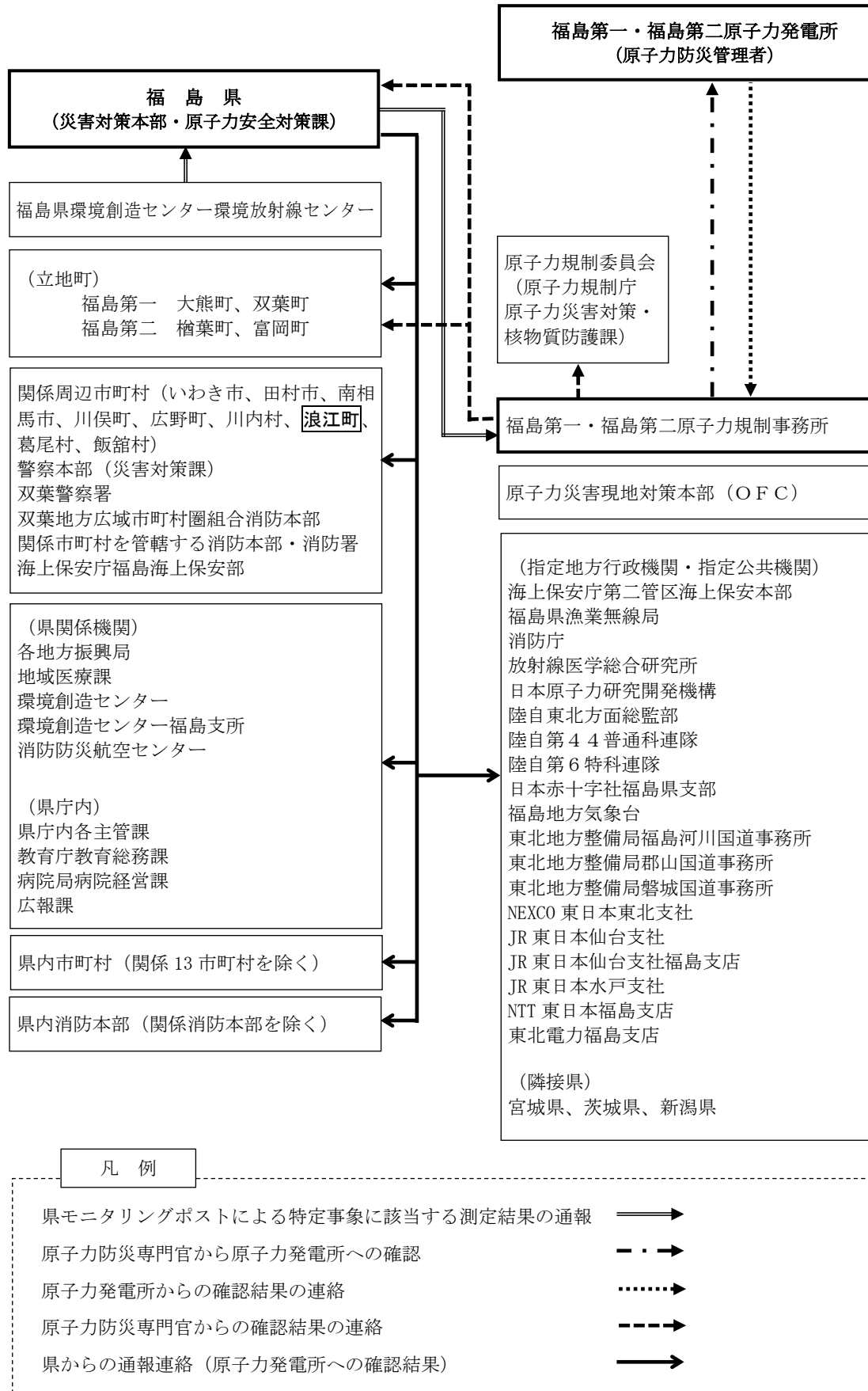


図3-2-2 通報連絡系統図 (県モニタリングポストにより 5 μSv/h を観測した場合)

## 第3節 活動体制の確立

### 第1 災害対策本部の設置等

#### 1 事前配備

原子力事業所における安全確保協定に基づく事態の通報については、帰町準備室が通常業務として対応する。ただし、帰町準備室長が当該配備を必要と判断した場合には、事前配備体制をとる。

#### 2 警戒配備

次のいずれかに該当する場合には、警戒配備体制をとる。

ア 情報収集事態（立地町で震度5弱以上）

イ その他必要により、町長が当該配備を指令したとき

#### 3 町災害対策本部の設置

町長は、次のいずれかに該当する場合には、町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

なお、原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言前に町長が必要と認め、災害対策本部を設置する場合には県に連絡する。

ア 原子力事業所の原子力防災管理者から警戒事態発生 of 通報を受けた場合

イ 原子力事業所の原子力防災管理者から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生 of 通報・報告を受けた場合

ウ 県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見し、原子力防災専門官により原子力事業所によるものと確認された場合

エ 内閣総理大臣が本町に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合

オ その他町長が必要と認めたとき

表3-3-1 職員の動員配備の種別、時期、内容

種別	配備時期	配備内容
事前配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所において安全確保協定に基づく事態の通報があり、総務課長が当該配備を必要と判断したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務課、企画財政課、まちづくり整備課、住宅水道課、産業振興課の、あらかじめ指定された職員</li> <li>○その他必要と認められた職員</li> </ul>
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所・第二原子力発電所における情報収集事態（立地町で震度5弱以上）</li> <li>その他必要により、町長が当該配備を指令したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前配備体制に加え、副町長、消防団長</li> <li>○その他必要と認められた職員</li> </ul>
第一次非常配備  (町災害対策本部の設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態の発生を認知したとき</li> <li>県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値5マイクロシーベルト/時（避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3ヶ月平均）+5マイクロシーベルト/時検出時）が検出され、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき</li> <li>その他必要により、町長が当該配備を指令したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒配備体制に加え、町長、副町長、教育長、全課長、消防団長、全消防団</li> <li>○その他必要と認められた職員</li> </ul>
第二次非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象発生の通報・報告を受けたとき</li> <li>内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合</li> <li>原子力災害が広域に及ぶことが予想されたときで、本部長(町長)が当該配備を指令したとき</li> <li>その他必要により、本部長(町長)が当該配備を指令したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全職員</li> </ul>

## 第2 災害対策本部における活動

本部長（町長）は、県と相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行う。また、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施する。なお、住民避難等の応急対策の実施のための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、県に対して助言及び支援を求めることができる。

本部長は、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県及び町の対応状況等について、住民や関係機関に対する広報や連絡を定期的実施することにより、住民不安の解消に努める。

### 1 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌事務は以下のとおりとする。

- ・災害対策の総括に関すること。
- ・組織、派遣要員に関すること。
- ・災害情報の収集に関すること。
- ・応急対策の決定、実施に関すること。
- ・応急対策の実施状況に関する情報の収集に関すること。
- ・町有施設に対する連絡に関すること。
- ・屋内退避、避難に関すること。
- ・立入制限に関すること。
- ・飲食物の摂取制限に関すること。
- ・水道の給水制限に関すること。
- ・農作物の採取制限、農耕制限に関すること。
- ・農畜水産物の出荷制限に関すること。
- ・道路施設の確保に関すること。
- ・教育施設との連絡に関すること。
- ・他市町村、防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・「各課の事務分掌」に定めること。
- ・その他本部長が指示する事項に関すること。

### 2 タスクフォース（TF）

複数の課が合同で取り組む必要のある災害対応業務については、災害対策本部の下にタスクフォースを置き、発災後の複数の課室にまたがる特定の任務について、対応の方向性、役割分担などの調整に取り組むものとする。これは、災害時にしばしば生じる課を超えて対応することが効果的な応急対策や、事前に想定していない課題について、必要に応じてタスクフォースを立ち上げて対応することを基本としていくためである。

設置を想定するタスクフォース及び、設置時期等は表に示すとおりである。

タスクフォースは、次のような運用を想定する。

ア タスクフォースには、次のとおりリーダー等をおく

- ・リーダー：主担当課の課長
- ・サブリーダー：副担当課の係長クラス

イ 主担当課、副担当課及び当該タスクに関連の強い関係課は、適宜情報共有し、連携して当該タスクに対応する

※夜間・休日など、一部の職員しか参集していない場合は、参集者の中で上位職の者がリーダーとなり、必要に応じて交替する

※課長がタスクフォースを指揮する間における各課の対応は、課長補佐が課長と連絡しつつ対応

ウ 発災から24時間程度の緊急対応はタスクフォースでの対応を中心に行う（緊急対応以降は、各タスクフォースは必ずしも常設ではなく、必要に応じて主担当課長が適宜、関係課等に呼びかけて協議）

なお、町長は、平時から、これらのタスクフォースを招集し、事前対策の検討や情報共有を指示することができるものとする。

表3-3-2 設置を想定するタスクフォース

タスクフォース名 ／担当	役割
<p>① 本部付</p> <p>主担当：総務課 副担当：企画財政課 関係課：議会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>(災对本部設置前)</u> 情報のとりまとめ、県への報告</li> <li>○ 人的被害に関する情報の収集・整理</li> <li>○ 災害対策本部環境の準備・立上げ、執務機能の確保・維持（代替施設の確保含む）</li> <li>○ 災害状況の分析・報告</li> <li>○ 対応経過の記録（クロノロジー）作成、情報共有</li> <li>○ 動員の計画、動員</li> <li>○ リエゾンの派遣検討（適宜）</li> <li>○ 避難勧告・指示の検討</li> <li>○ <u>(災对本部設置前)</u> 同報無線、一斉メール、Lアラート等による緊急の情報伝達 〔原子力災害時〕</li> <li>○ 防災関係者の放射線防護対策</li> </ul>
<p>② 巡視・警戒</p> <p>主担当：まちづくり整備課 副担当：住宅水道課 関係課：産業振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防関連情報の把握（気象、水位等）</li> <li>○ 町内の巡視・警戒及び避難誘導</li> <li>○ 消防団、建設業者等と連携した応急対応の調整・実施</li> <li>○ 初期の被害把握全般の取りまとめ（人的被害を除く）</li> <li>○ 土木施設等（河川・道路・漁港・土砂災害対策施設等）の被害情報収集・整理、応急措置</li> <li>○ 避難指示区域立入者への対応</li> </ul>
<p>③ 広報対策</p> <p>主担当：企画財政課 副担当：総務課 関係課：</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>(災对本部設置後)</u> 同報無線、一斉メール、Lアラート等による緊急の情報伝達</li> <li>○ <u>(災对本部設置後)</u> 各課・TF、関係機関等からの被害・対応情報収集、取りまとめと県への報告・公表資料作成</li> <li>○ 臨時広報紙、ホームページ等、各種媒体での住民への広報</li> <li>○ マスコミへの情報提供・対応等</li> <li>○ 被害・対応の写真・動画、その他の各種記録の収集 〔原子力災害時〕</li> <li>○ 町外避難のための広域避難ルートに関する情報収集</li> </ul>
<p>④ 避難対策</p> <p>主担当：教育委員会事務局 副担当：健康保険課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難誘導の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難準備情報、避難勧告・指示の決定を受けて、避難の呼びかけ、指定避難場所を周知</li> <li>・ 消防・消防団、警察と避難先、避難ルート、誘導体制</li> </ul> </li> </ul>

<p>関係課：介護福祉課・産業振興課 関係団体：消防・消防団・警察</p>	<p>等を調整の上、実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員は、避難行動要支援者を中心に避難誘導を実施し、各避難行動要支援者の避難状況を⑤要配慮者対策TFに連絡</li> <li>○避難所開設・運営             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設と避難者受入</li> <li>・福祉避難室の設置</li> <li>・避難状況把握</li> <li>・避難者名簿の管理</li> <li>・避難所での食料・物資供給</li> <li>・避難所の環境改善</li> </ul> </li> </ul> <p>〔原子力災害時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難先（二本松市）における対応については、二本松事務所と連携して取り組む</li> </ul>
<p>⑤要配慮者対策</p> <p>主担当：介護福祉課 副担当：健康保険課 関係課：浪江診療所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者の安否確認の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防・消防団、警察その他、地域防災計画に定める避難支援等関係者の協力を得て、安否の確認及び所在の確認を実施</li> </ul> </li> <li>○福祉避難所の設置・連絡調整</li> <li>○避難所及び在宅の要配慮者への生活支援の実施</li> </ul> <p>〔原子力災害時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災関係者の放射線防護対策</li> <li>○安定ヨウ素剤の服用対策</li> <li>○放射性物質・放射線・安定ヨウ素剤等に関する健康管理・相談対策</li> </ul>
<p>⑥食料・物資供給対策</p> <p>主担当：産業振興課 副担当：教育委員会事務局 関係課：健康保険課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者用食料、生活物資の調達</li> <li>○救援物資に関する要・不要の広報内容の検討（広報は広報対策TFが実施）</li> <li>○倉庫の確保、物流事業者との連携体制構築</li> </ul>
<p>⑦家屋被害調査対策</p> <p>主担当：住民課 副担当：まちづくり整備課 関係課：企画財政課・住宅水道課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施による二次災害の防止</li> <li>○家屋の被害認定</li> <li>○罹災証明の発行</li> <li>○被災者台帳の整備・管理</li> <li>○建物の被害情報収集・整理</li> </ul>
<p>⑧ライフライン対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○復旧予定、復旧対策の調整</li> <li>○復旧情報の広報</li> </ul>

主担当：住宅水道課 副担当：企画財政課 関係課：	○ライフラインの被害情報収集・整理
⑨広域受援対策  主担当：総務課 副担当：産業振興課 関係課：	○応援の要請・受入 ○交替要員の調整 ○宿泊場所等の情報共有 ○輸送手段の調整 等 ※自衛隊は総務課、民間団体はそれぞれの所管課が対応し、適宜情報共有
⑩ボランティア対策  主担当：総務課 副担当：介護福祉課	○ボランティアセンター立上げ支援 ○ボランティア活動の支援 ○ボランティア団体との連絡調整
⑪義援金対策  主担当：出納室 副担当：介護福祉課 関係課：総務課	○義援金の受入口座開設 ○義援金の受入、管理 ○義援金の募集・受付に関する広報 ○義援金配分委員会の設置・運営 ○義援金の申請受付・配分
⑫相談・申請受付対策  主担当：住民課 副担当：まちづくり整備課 関係課：企画財政課・介護福祉課	○相談・申請受付、ワンストップ対応 ○専門機関等による相談の開催支援



## 2. 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

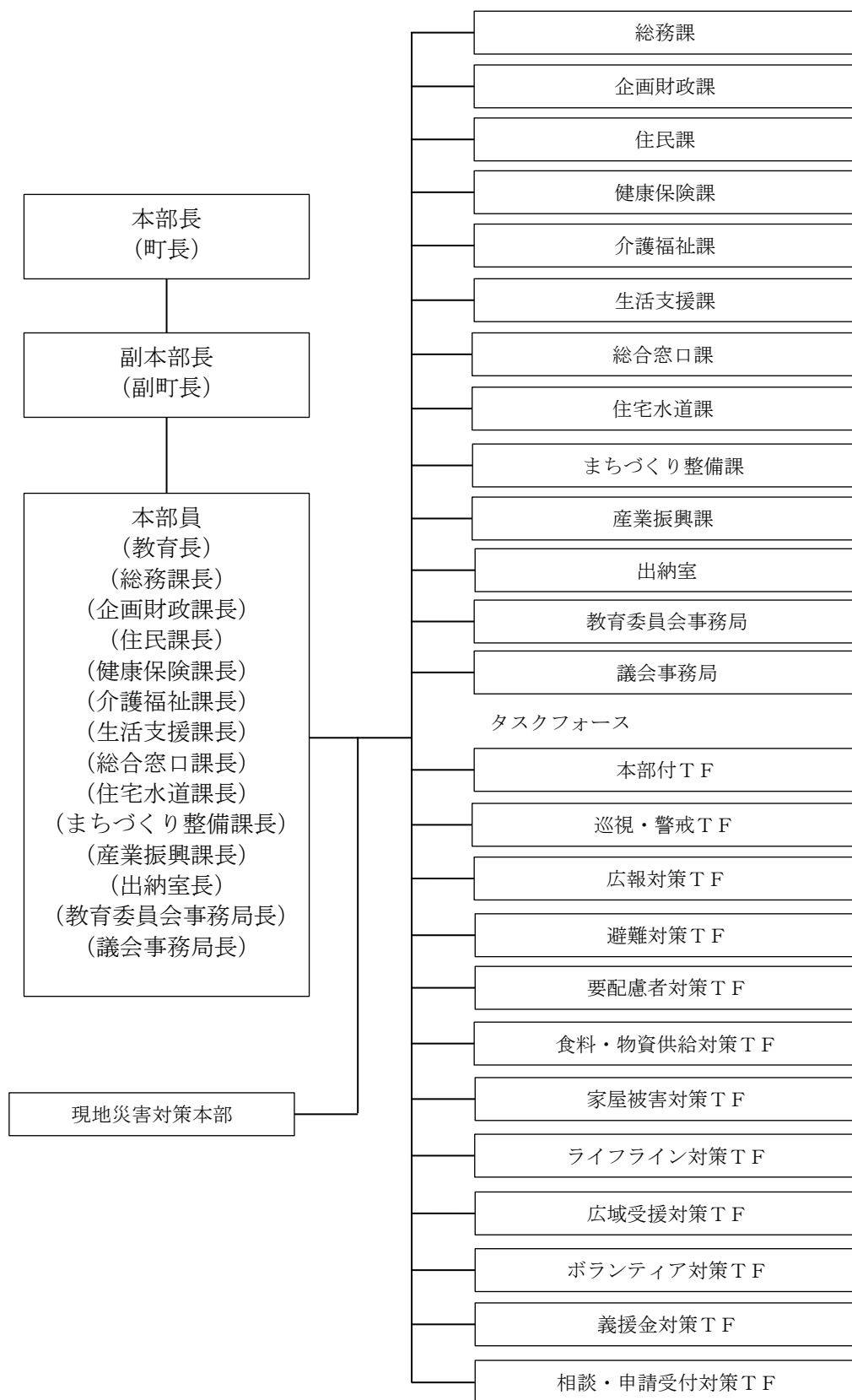


図3-3-1 災害対策本部の組織図

### 3 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各課・室の事務分掌は、次のとおりとする。なお、地震を始めとする災害対策においては、常に原子力災害との複合災害の発生を念頭に置いて対処する必要があることから、事務分掌は、一般災害対策の分掌に併記している。

表3-3-3 各課・室の事務分掌

課等	事務分掌
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難者の救護及び避難誘導</li> <li>■職員の動員</li> <li>■職員用食料・物資等の調達〔行政係〕</li> <li>■対応の記録〔行政係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○対応経過（クロノロジー）作成</li> <li>○災害写真の撮影・収集及び記録</li> </ul> </li> <li>■広域応援受入に関する総合的窓口〔行政係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○協力関係機関との連絡調整及び他市町村との相互応援</li> </ul> </li> <li>■視察等への対応〔秘書係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○視察対応（各課への割当を含む）</li> <li>○見舞い対応</li> <li>○視察対応に対する議会への支援要請</li> </ul> </li> <li>■広報車による広報活動</li> <li>■ボランティアとの連携〔行政係〕</li> <li>■災害対策本部の運営〔防災安全係〕</li> <li>■防災行政用無線の運用〔防災安全係〕</li> <li>■避難勧告・指示の判断に関する情報の整理〔防災安全係〕</li> <li>■帰還困難区域立入り者の避難〔防災安全係〕</li> <li>■消防団との連絡調整〔防災安全係〕</li> <li>■自衛隊及び他機関職員の派遣要請〔防災安全係〕</li> <li>■災害救助法の申請等〔防災安全係〕</li> <li>■水防資材の確保〔防災安全係〕</li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul> <p>〔原子力災害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機能の移転の総合調整</li> <li>・避難車両の配車・運行計画</li> <li>・原子力発電所の情報取得</li> <li>・職員の放射線防護対策（※線量管理は健康保険課放射線対策係）</li> <li>・オフサイトセンターとの連絡調整</li> <li>・放射線専門家等の派遣要請</li> <li>・原子力災害対策に必要な諸設備、資機材の整備</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難に関する避難先自治体との連絡調整</li> </ul> <p>担当タスクフォース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎本部付TF（主担当）</li> <li>◎広域受援対策TF（主担当）</li> <li>◎ボランティア対策TF（主担当）</li> <li>○広報対策TF（副担当）</li> <li>・義援金対策TF</li> </ul>
企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害時広報・広聴 <ul style="list-style-type: none"> <li>○同報無線、一斉メール、Lアラート等による緊急の情報伝達</li> <li>○臨時広報紙、ホームページ等、様々な媒体での住民への広報</li> <li>○マスコミへの情報提供・対応等</li> </ul> </li> <li>■情報システムの維持等〔情報統計係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○機能維持</li> <li>○本部代替施設におけるシステム立ち上げ</li> <li>○県防災事務連絡システムによる被害報告</li> </ul> </li> <li>■庁舎の維持等〔財政管財係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○庁舎の維持</li> <li>○庁舎被災時の代替施設の確保</li> <li>○庁舎・町有財産の被害把握、二次災害防止</li> </ul> </li> <li>■車両の確保、調達</li> <li>■災害応急対策費の予算措置〔財政係〕</li> <li>■復旧・復興計画策定の調整〔復興企画係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○復旧・復興計画の策定</li> <li>○被災者の生活再建意向等の把握</li> <li>○被災者生活再建施策の立案</li> <li>○国及び県に対する要望等の資料の取りまとめ</li> </ul> </li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul> <p>担当タスクフォース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎広報対策TF（主担当）</li> <li>○本部付TF（副担当）</li> <li>○ライフライン対策TF <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・申請受付対策TF</li> <li>・家屋被害対策TF</li> </ul> </li> </ul>
住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難者の救護及び避難誘導</li> <li>■住民の安否確認〔住民係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○安否問合せへの対応、行政区等からの安否情報集約</li> <li>○行方不明者の確認対応（警察への問合せ確認等）</li> </ul> </li> <li>■家屋被害の把握〔課税係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害認定の実施</li> </ul> </li> <li>■被災者台帳の作成・罹災証明の発行〔課税係〕</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者台帳の作成</li> <li>○罹災証明の発行</li> <li>■各種申請・相談のワンストップ対応</li> <li>■埋火葬等に関する対応〔住民係〕</li> <li>■ペット対策</li> <li>■災害廃棄物等の処理〔除染環境係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害ごみ・がれき受入用地の確保</li> <li>○災害ごみ・がれきの搬入受付</li> <li>○災害ごみ・がれきのリサイクル</li> <li>○災害ごみ・がれきの処理に関する応援要請・受入</li> </ul> </li> <li>■放射性物質の仮置場への対応（状況確認等）〔除染環境係〕</li> <li>■公害の予防及びその応急対策〔除染環境係〕</li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul> <p>担当タスクフォース     ◎家屋被害対策TF（主担当）</p> <p style="padding-left: 150px;">◎相談・申請受付対策TF（主担当）</p>
<p>産業振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難者の救護及び避難誘導</li> <li>■被災者への食料、生活必需品の調達及び支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>○炊き出し等の調整</li> </ul> </li> <li>■義援物資の受付、収納、払い出し <ul style="list-style-type: none"> <li>○受付、収納、払い出し場所の設定</li> <li>○必要な物資の広報、不要な物資の広報</li> <li>○受領証の発行と名簿作成</li> </ul> </li> <li>■商工・農林水産業関係の応急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害把握</li> <li>○被害拡大防止</li> <li>○事業者の被災の証明</li> <li>○緊急融資等</li> <li>○相談対応</li> </ul> </li> <li>■食料・物資の調達・配給 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者用食料や生活物資の調達</li> <li>○義援物資に関する広報</li> <li>○倉庫の確保や物流事業者との連携</li> </ul> </li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul> <p>〔原子力災害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林畜水産物、加工品のモニタリング、採取・摂取制限の総括</li> <li>・農産物のモニタリング、採取・摂取制限</li> <li>・畜産物のモニタリング、採取・摂取制限</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物のモニタリング、採取・摂取制限</li> </ul>
住宅水道課	<p>担当タスクフォース   ◎食料・物資供給対策TF（主担当）                               ○広域受援対策TF（副担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視・警戒TF</li> <li>・避難対策TF</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■避難者の救護及び避難誘導</li> <li>■仮設トイレの確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設トイレの確保・設置・維持管理</li> <li>○し尿処理対策</li> </ul> </li> <li>■応急給水の実施〔下水道係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害地における飲料水の供給</li> <li>○応急給水に関する応援要請、受入調整</li> </ul> </li> <li>■水道、下水道施設の被害調査・復旧〔下水道係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道施設の被害調査及びその応急復旧対策</li> <li>○下水道施設等の被害調査及びその応急復旧対策</li> <li>○水道被害調査、災害査定のための応援要請・受入</li> <li>○下水道被害調査、災害査定のための応援要請・受入</li> </ul> </li> <li>■ライフライン復旧情報の収集・広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>○復旧事業者との連絡調整</li> <li>○復旧情報の広報</li> </ul> </li> <li>■住宅再建相談等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅再建相談窓口の設置、運営</li> </ul> </li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul> <p>〔原子力災害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が実施する緊急時モニタリングへの協力</li> <li>・モニタリングの総括</li> <li>・モニタリング結果の収集</li> <li>・モニタリングポストの動作状況確認</li> <li>・水の放射性物質に関する検査</li> </ul>
	<p>担当タスクフォース   ◎ライフライン対策TF（主担当）                               ○巡視・警戒TF（副担当）                               ・家屋被害対策TF</p>
まちづくり整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難者の救護及び避難誘導</li> <li>■気象通報及び雨量、水位等の收受、収集</li> <li>■被害概要の把握と二次災害の防止措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>○町内の巡視・警戒</li> <li>○避難指示区域立入者への注意喚起</li> <li>○被害概況調査</li> </ul> </li> <li>■公共土木施設等の被害概要の把握と二次災害の防止措置</li> </ul>

	<p>○交通不能個所の調査及び通行路線の決定 ○公共土木施設の被害調査及びその応急対策〔建設係〕 ○農林業施設の被害の調査及びその応急復旧対策 ○治山施設の被害調査及びその応急復旧対策 ○被害調査、災害査定のための応援要請・受入 ○帰還困難区域でのパトロール実施</p> <p>■住宅被害調査 ■応急住宅の確保、入居者選定 ■被災家屋による二次災害防止等 ○応急危険度判定 ○被災宅地の危険度判定 ■その他本部長の命ずる応急対策</p> <p>〔原子力災害〕 ・気象情報の把握 ・通行可能道路の把握、道路被災箇所の応急措置 ・広域避難における避難用車両、運転手の調達</p> <p>担当タスクフォース   ◎巡視・警戒TF（主担当）                                   ○相談・申請受付対策TF（副担当）                                   ○家屋被害対策TF（副担当）</p>
健康保険課	<p>■避難者の救護及び避難誘導 ■避難者（在宅、車中泊含む）の健康被害防止対策 ■防疫・衛生対策 ○避難所での衛生対策 ○浸水箇所の消毒 ■医療対策 ○救護所の設置 ○医療施設の被害状況の掌握及び医療機関との連絡調整 ○医療支援の受入・調整 ○日赤救護班との連絡調整 ■その他本部長の命ずる応急対策</p> <p>〔原子力災害〕 ・安定ヨウ素剤の事前配備・更新、災害時の服用関連 ・県が実施する緊急被ばく医療、スクリーニングへの協力 ・防災活動従事者、避難者の線量管理</p> <p>担当タスクフォース   ○要配慮者対策TF（副担当）                                   ○避難対策TF（副担当）</p>

	・食料・物資供給対策 T F
浪江診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被災傷病者の医療措置</li> <li>■応急医療品等の確保</li> <li>■避難所・福祉避難所の巡回、診察</li> <li>■外部からの専門的支援者・団体との調整</li> <li>■診療所の被害調査及びその応急復旧</li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul> <p>[原子力災害] ※健康保険課と連携して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定ヨウ素剤の事前配備・更新、災害時の服用関連</li> <li>・県が実施する緊急被ばく医療、スクリーニングへの協力</li> <li>・防災活動従事者、避難者の線量管理</li> </ul>
介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難所、在宅、福祉避難所等における要配慮者対策</li> <li>■ボランティアとの連携〔福祉係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○浪江町赤十字奉仕団への協力要請</li> <li>○社会福祉協議会によるボランティアセンターの立上げ支援</li> <li>○ボランティア団体との連絡調整支援</li> <li>○ボランティア活動の支援</li> </ul> </li> <li>■社会福祉施設等の被害調査及び応急復旧対策〔福祉係〕</li> <li>■義援金の配分、見舞金の支給等〔福祉係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金の申請受付・配分</li> <li>○県・町見舞金の申請受付・配分</li> </ul> </li> <li>■被災者の援護対策〔福祉係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 (災害関連死の認定を含む)</li> <li>○災害援護資金(災害弔慰金法)の貸付</li> <li>○生活福祉資金の貸付</li> <li>○被災者生活再建支援金の申請受付</li> </ul> </li> <li>■福祉避難所の設置等〔介護係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所における福祉避難室の設置</li> <li>○福祉避難所の設置</li> <li>○緊急入所の措置</li> </ul> </li> <li>■要配慮者用の食料、資器材等の調達〔介護係〕</li> <li>■要配慮者、避難行動要支援者等安否確認〔包括支援係〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者名簿の定期的更新と関係機関での共有</li> <li>○消防、警察、介護事業者等と連携した情報共有、安否確認の実施</li> <li>○在宅の要配慮者への対処</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難者の救護及び避難誘導</li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul> <hr/> <p>担当タスクフォース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎要配慮者対策 T F (主担当)</li> <li>○ボランティア対策 T F (副担当)</li> <li>○義援金対策 T F (副担当)</li> <li>・避難対策 T F</li> <li>・相談・申請受付対策 T F</li> </ul>
<p>二本松 事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住民の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>○安否問合せへの対応、取りまとめ</li> <li>○行方不明者の確認対応（警察への問合せ確認等）</li> </ul> </li> <li>■町外避難者への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者の避難状況、安否確認</li> <li>○本部への状況報告</li> <li>○本部への応援職員の派遣要請</li> <li>○避難先自治体との連絡調整</li> </ul> </li> <li>■仮設庁舎の維持等〔総合窓口課〕</li> <li>■交代要員の派遣（各出張所を除く）</li> <li>■広域応援に関する調整</li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul> <p>[原子力災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難中継所、避難先避難所における避難者受入れ等に係る避難先自治体との連絡調整</li> </ul>
<p>仮設津島 診療所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■町外避難者への医療措置</li> <li>■応急医療品等の確保</li> <li>■浪江診療所への交代要員の派遣</li> <li>■外部からの専門的支援者・団体との調整</li> <li>■診療所の被害調査及びその応急復旧</li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul> <p>[原子力災害] ※健康保険課と連携して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定ヨウ素剤の事前配備・更新、災害時の服用関連</li> <li>・県が実施する緊急被ばく医療、スクリーニングへの協力</li> <li>・防災活動従事者、避難者の線量管理</li> </ul>
<p>教育委員会 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難指示及び避難場所、状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の避難の指示に関する状況の把握</li> <li>○避難勧告等に関する避難所の設置及び収容並びに状況把握</li> <li>○避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整（避難者数の把握</li> </ul> </li> </ul>



	<p>等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■避難所（町内）の開設・運営・閉鎖 <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者の受入れおよび避難状況の把握</li> <li>○避難者名簿の管理</li> <li>○福祉避難所の連絡調整</li> </ul> </li> <li>■児童生徒の安否確認、保護 <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒避難誘導、家族への引き渡し</li> <li>○スクールバス等の手配</li> </ul> </li> <li>■所管施設等の応急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○所管施設の二次災害防止</li> <li>○被害調査及びその応急復旧対策</li> </ul> </li> <li>■避難所設置・運営、避難者情報の把握、報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>○所管施設の避難所開設</li> <li>○避難者の救護及び避難誘導</li> <li>○避難所の避難収容者の状況把握</li> <li>○避難所の環境改善（ペット飼育スペース等の確保含む）</li> </ul> </li> <li>■応急教育、心身のケア等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会に関する情報の発令・伝達</li> <li>○教職員の動員</li> <li>○応急教育及び心身のケア対策</li> <li>○被災児童生徒に対する学用品等の支給</li> </ul> </li> <li>■文化財の保護 <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の被害把握、保護</li> </ul> </li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul> <p>〔原子力災害時〕</p> <p>・広域避難先（二本松市）における避難所対応については、二本松事務所と連携して取り組む</p>
出納室	<p>担当タスクフォース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難対策TF（主担当）</li> <li>○食料・物資供給対策TF（副担当）</li> <li>・要配慮者対策TF</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■避難者の救護及び避難誘導</li> <li>■経費・経理関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害応急対策に要する経費の支払及び経理</li> <li>○災害救助基金の出納</li> </ul> </li> <li>■義援金の受付 <ul style="list-style-type: none"> <li>○口座開設</li> <li>○受領証の発行、寄付者の名簿管理</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金受付の広報</li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul>
	担当タスクフォース      ◎義援金対策TF（主担当）
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>■町議会との連絡調整</li> <li>○議員の安否確認</li> <li>○議会の開催に関する調整</li> <li>○視察等への対応に関する総務課への協力</li> <li>■その他本部長の命ずる応急対策</li> </ul>
	担当タスクフォース      ・本部付TF

注) 原子力災害における広域避難実施の際には、町内の避難所を一時集合同所に、避難所を広域避難先の受入施設に、それぞれ読み替える。

### 第3 福島県原子力現地災害対策本部、対策拠点施設への要員派遣

#### 1 福島県原子力現地災害対策本部への連絡員の派遣

町は、福島県原子力現地災害対策本部が設置された場合、県との連絡調整等のため、あらかじめ定めた連絡員を福島県原子力現地災害対策本部に派遣するものとする。

#### 2 対策拠点施設への要員の派遣

町は、特定事象の発生により国が対策拠点施設で現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は原子力緊急事態宣言の発出により原子力災害合同対策協議会が組織される場合、3.4節に定める職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

### 第4 専門家の派遣要請

町は、施設敷地緊急事態発生等の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、国に対して原災法第10条第2項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

### 第5 応援要請及び職員の派遣要請等

#### 1 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。なお、広域応援協定等の締結状況は、次のとおりである。

協定名	災害時における相互応援協定
協定日	平成11年3月25日
協定市町村	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

また、町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

## 2 職員の派遣要請等

### 1) 指定地方行政機関・指定地方行政機関の職員の派遣要請

町は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認める場合、原災法第28条第3項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第29条第2項の規定により、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

また、原災法第28条第3項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第30条第1項の規定により、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

### 2) 指定行政機関・指定地方行政機関に対する援助要請

町は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認める場合、原災法第28条第6項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

## 第6 自衛隊の派遣要請等

本部長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

## 第7 県への報告

本部長は、災害対策本部を設置したときには、県（知事）に対し報告を行うものとする。

# 第4節 対策拠点施設における活動

県内の対策拠点施設における活動は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）・原子力規制庁・原子力災害現地対策本部「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（福島県）」（平成28年7月1日）に基づいて実施される。

## 第1 事故現地対策本部への職員派遣等

施設敷地緊急事態が発生すると、国は対策拠点施設に事故現地対策本部を設置することとされている。なお、事故現地対策本部は、福島第一原子力発電所が施設敷地緊急事態となった場合は南相馬対策拠点施設に、福島第二原子力発電所が施設敷地緊急事態となった場合は楡葉対策拠点施設に設置されるが、両発電所ともに施設敷地緊急事態となった場合は、先に設置された事故現地対策本部が後に施設敷地緊急事態となった発電所の事故現地対策本部を兼ねることとなっている。

対策拠点施設に事故現地対策本部が設置された場合、町は、次の職員を事故現地対策本部機能班に派遣し、国、市町村、事業者及び防災関係機関と共同して応急対策活動を行うものとする。

事故現地対策本部機能班へ派遣する職員	総務課職員の中から本部長が指名する者 住民安全班 1名
--------------------	--------------------------------

また、対策拠点施設において現地事故対策連絡会議が設置・開催される場合は、機能班に派遣された職員が出席するものとする。

### 第3 原子力災害合同対策協議会への出席

原子力緊急事態宣言が発出されると、国は対策拠点施設に原子力災害現地対策本部を設置することとされている。その設置場所は、事故現地対策本部と同様である。

対策拠点施設に原子力災害現地対策本部が設置され、原子力災害合同対策協議会の事務局が設置されることとなった場合は、町は、上記の事故現地対策本部機能班へ派遣した職員を引き続き協議会事務局として派遣するとともに、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者として以下の者を追加派遣し、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議する。

原子力災害合同対策協議会に追加派遣する職員	副町長の中から本部長が指名する者 (及びその随行員)
-----------------------	-------------------------------

町は、原子力災害合同対策協議会及び協議会事務局に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、周辺町、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行う。

## 第5節 住民等への的確な情報伝達活動

### 第1 住民等への情報伝達活動

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないため、原子力災害が発生した場合、住民への心理的動揺、混乱は大きなものとなることが予想される。そのため町は、あらかじめ作成した広報実施マニュアルに基づき、住民に対して的確な情報提供、広報を迅速に行い、混乱の防止に努める。

#### 1 広報の一元化

町は、住民への情報提供にあたり、国や県と連携した的確な広報の一元化を図るため、あらかじめ災害情報等の発表、各種指示の伝達について広報責任者を定める。

なお、原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害対策合同協議会として情報提供を行い、報道機関等への発表等は対策拠点施設において行う。

## 2 広報の内容

広報にあたっては、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないように、定期的な広報に努める。また、屋内退避、避難等の指示の伝達については、住民が理解しやすいよう、あらかじめパターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行う。

なお、この際、民心の安定及び高齢者、障がい者、外国人その他のいわゆる要配慮者に配慮した表現方法を用いる。

## 3 関係機関との連携

町は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、国及び県等と連携して、住民に対する情報の公表、広報活動を行う。

また、災害現場付近の通過者や観光客等への配慮も必要となることから、JR、バス会社、タクシー会社、道路管理者等に災害に関する情報を提供し、それらの機関の協力を得て、通過者や観光客等に対しても広報を実施する体制を確保する。

## 4 情報伝達の手段

情報伝達にあたっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、ファクシミリ、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

## 第2 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報

浜通り地方の各漁業組合は、県（現地本部）の指示のもと、漁業無線等により、周辺地域の漁船等の船舶に対し、緊急事態の発生を周知させ、安全海域への避難を呼びかける。

福島海上保安部は、周辺地域の船舶等に対し、必要な情報を提供するとともに、安全な海域へ避難するよう指示を伝達するものとする。

## 第3 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、県、事業者と連携し、必要に応じて、住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を配置し、人員の配置等体制を確立する。なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等により、速やかに住民に周知する。

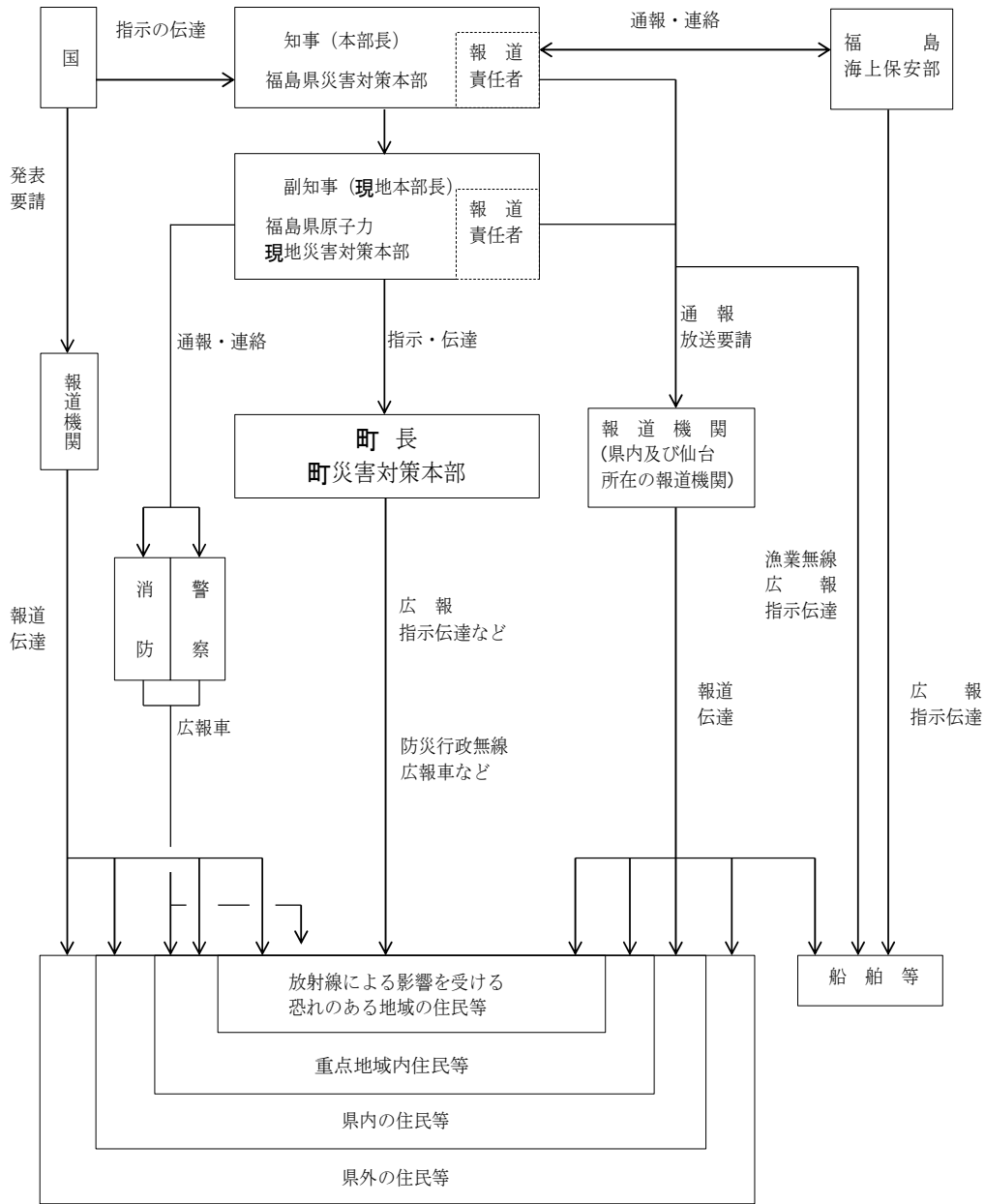


図3-5-1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図

## 第6節 緊急時モニタリングへの協力等

町は、県を通じ放射線及び放射性物質の分布状況を常時把握しておくとともに、風向、風速、降雨量、大気安定度等についての気象状況を数時間後の予測も合わせて収集するものとする。

また、町は、県から緊急時モニタリング実施のための要員の派遣要請を受けた場合は、次の職員を派遣するものとする。

緊急時モニタリングに派遣する職員	総務課職員の中から本部長が指名する者
------------------	--------------------

## 第7節 避難、屋内退避等の防護措置

### 第1 速やかな住民避難のための準備

町は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

町は、国及び県と連携を密に図りながら、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するとともに、避難退域時検査場所等の開設準備、一時集合場所の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

### 第2 屋内退避及び避難の決定

町は、指針を踏まえ、以下の緊急事態区分に応じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

なお、避難にあたっては、町が定める広域避難計画に基づき実施するものとする。

#### 1 警戒事態

町は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。

- ア 避難指示区域の一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備
- イ 自主避難者への対応準備（必要に応じて）
- ウ 広域避難の準備（必要に応じて）

#### 2 施設敷地緊急事態

町は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。

- ア 避難指示区域に一時立入している住民等の退去
- イ 住民等の屋内退避の準備

ウ 広域避難先への住民等の避難準備（必要に応じて）

エ 安定ヨウ素剤配布の準備（必要に応じて）

### 3 全面緊急事態

町は、全面緊急事態に至ったことにより内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を发出し、国から避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合には、次の防護措置を行うものとする。

ア 住民等の屋内退避

イ O I Lに基づく住民等の広域避難、避難先市町村での避難住民の受入れ

ウ 安定ヨウ素剤の配布（必要に応じて）

また、町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、必要な場合、独自の判断により町外への広域避難を行うものとする。

### 4 放射性物質放出後

放射性物質が放出された場合、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された本部長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

## 第3 避難及び屋内退避の実施

### 1 避難

本部長は、避難を決定したときは、以下に留意して避難を指示するものとする。

ア 対象地区の住民に対し、避難所・避難中継所や避難退域時検査等の場所、携帯品等の留意事項を含めて指示するものとする。

イ 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

ウ 自力で避難可能な住民は、原則として、自家用車により避難するものとする。

なお、自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ町が選定した一時集合場所等からバス等により避難するものとし、県は、町の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。

本部長は、人員、輸送車両等に不足が生じた場合は、県に支援を要請するほか、必要に応じて自衛隊の支援を要請するものとする。その他、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携して国に要請するものとする。

エ 病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、町は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を指示するものとする。

オ 町は、災害の実態に応じて、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。



## 2 屋内退避

屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものである。本部長は、屋内退避区域内の住民等に屋外に出ないように指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅等に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

## 第4 避難誘導等

町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難所・避難中継所や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

## 第5 広域避難に係る調整

町は、関係市町村の避難先としてあらかじめ定めた避難所が使用できない場合等、広域避難計画に定める避難所以外へ避難する必要がある場合には、速やかな避難ができるよう必要な調整を行うよう県に要請するとともに、国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

## 第6 避難所等の設置

### 1 避難所等の開設

県は、町において避難の必要が生じた場合は、県広域避難計画に基づき、受入先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請するものとする。

町は原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として配置し、受入先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。なお、県は、避難所となる県有施設の運営を主体的に行うとともに、受入先となる市町村の避難所に対して職員を派遣するものとする。

### 2 避難者等の情報把握

町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。

### 3 避難所の生活環境把握等

町は県及び受入先の市町村と連携して、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対

策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

#### 4 避難所における健康状況の把握等

避難所における被災者は生活環境の激変に伴い心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、町は県及び国と連携し、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、県は町と連携し、保健師・管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。なお、県は町と連携し、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

#### 5 避難所の運営における配慮

町は県及び受入先の市町村と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

また、避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食の提供を実施するものとする。

#### 6 その他の施設の利用

町は、国及び県と連携し、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化が見込まれる場合、二次避難所として旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

### 第7 避難行動要支援者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

### 第8 要配慮者への配慮

#### 1 情報伝達体制

##### 1) 社会福祉施設における情報伝達

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員及び入所者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

#### 2) 在宅者に対する情報伝達

町は、電話又は防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

#### 3) 病院等における情報伝達

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

#### 4) 外国人に対する情報伝達

町は、県と協力し、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

### 2 避難及び避難誘導

#### 1) 社会福祉施設における避難等

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設職員の指示・引率のもと、必要に応じて、他の施設及び近隣住民等の協力を得ながら、迅速かつ安全に、入所者、来訪者等を避難誘導又は他の施設へ転所させるものとする。なお、避難誘導にあたっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

県は、社会福祉施設の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、福祉関係機関と連携し、入所者の転所先となる社会福祉施設を調整するものとする。

#### 2) 在宅者の避難等

町は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所（又は一時集合者所）に誘導する。避難誘導にあたっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。また、老人デイサービスセンター等の利用施設においても利用者の避難所（又は一時集合者所）への誘導に配慮する。

#### 3) 病院等における避難等

病院、診療所等施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画(消防計画による組織体制等)に基づき、医師、看護師等の職員の指示・引率のもと、必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得ながら迅速かつ安全に、患者等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

また、避難誘導にあたっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、避難所としては、医療救護設備が整備された病院等とする。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係団体等と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。

#### 4) 外国人の避難等

町は、避難指示等の情報が正確に伝わるよう、報道機関、国際交流機関、語学ボランティア等の協力を得て、多言語での情報伝達に努めるものとする。

### 3 避難所における配慮等

#### 1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

町は県と連携して、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害を除去したユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、誰もが利用しやすいよう、速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努める。

#### 2) 医療・救護、介護・援護措置

町は県と連携して、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

#### 3) メンタルヘルス対策の実施

町は県と連携して、関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する住民等に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等による相談等のメンタルヘルス対策を行うものとする。

#### 4) 栄養・食生活支援の実施

町は県と連携して、糖尿病・腎臓病等の食事管理が必要な者や食物アレルギーを有する者、乳幼児及び高齢者等の普通の食事を食べることのできない住民等に対して管理栄養士等による栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。また、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食料の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

## 第9 学校等施設における避難措置

学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難又は屋内退避の指示が発せられた場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は町に対し速やかにその旨を連絡する。

## 第10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

集客施設等の管理者は、原子力災害が発生し、避難又は屋内退避の指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、来場者等を避難させる。

## 第11 警戒区域の設定、避難又は屋内退避の指示の実効を上げるための措置

町は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要に応じ外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置がとれるよう、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

## 第12 飲食物、生活必需品等の供給

町は、県及び関係機関等と協力し、被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するほか、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

なお、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、町は、国等に対し、物資の調達・輸送を要請するものとする。

## 第8節 治安の確保及び火災の予防

町は、屋内退避又は避難等を実施している区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について、治安当局と協議し、万全を期するものとする。特に、警戒区域及びその周辺については、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施の上、盗難予防及び火災予防に努めるものとする。

## 第9節 飲食物の摂取制限、出荷制限等

### 第1 屋内退避を行う住民に対する飲食物の摂取制限

県は、屋内退避等の防護対策を講じた場合には、防護対策区域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限するよう、関係市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等による広報を行うものとしている。

町は、県からの指示に基づき、屋内退避区域内の住民に対し、飲食物の摂取制限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施するものとする。

### 第2 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

町は、国の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、当該試料が採取された地区の住民に対し、屋内退避区域内の住民に対する飲食物の摂取制限と同一の措置を講ずるものとする。

また、飲料水の水源についても、国の指示又は指針に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、必要な措置を講じるものとする。

※ 指針に定める飲食物等の摂取制限等の指標濃度については、「第2章第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等」参照

### 第3 農林水産物の採取及び出荷制限

県は、国の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、住民、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措置を講じるよう、関係市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等による広報を行うものとしている。

町は、県からの指示に基づき、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農林水産物の出荷を禁止するよう指示するものとする

### 第4 飲料水及び飲食物の供給

町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、町地域防災計画一般災害対策編第3章第17節第1の飲料水の供給、及び同節第2の食料の供給に基づき、県と協力して応急対策を講ずるものとする。

## 第10節 原子力災害医療活動

### 第1 原子力災害医療

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理及び除染等原子力災害医療活動に協力するものとする。

### 第2 安定ヨウ素剤の予防服用

#### 1 服用のための準備

町は、指針を踏まえ、国が決定した方針に従い又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行うものとする。

#### 2 服用の指示

国の原子力災害対策本部等又は知事より安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示があった場合、若しくは町長の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

なお、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。

### 第3 メンタルヘルス対策

原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、町は、国、県、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施にあたっては、指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

## 第11節 救助・救急、消火及び医療活動

### 第1 救助・救急及び消火活動

町は、救助・救急及び消火活動を円滑に行うため、以下の点に留意して取り組むものとする。

ア 町は、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する。資機材の確保にあたっては、必要に応じて、県、事業者、その他の民間等の協力を要請する。

イ 町は、災害の状況等により応援が必要と認められる場合、消防庁、県、事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行することを原則とする。

ウ 町は、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- a. 救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- b. 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- c. 町への進入経路及び集結（待機）場所

## 第12節 緊急輸送活動

### 第1 緊急輸送の方法

#### 1 緊急輸送の順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、次の順位を原則として県及び防災関係機関と調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、合同対策協議会のメンバー
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

#### 2 緊急輸送の範囲等

緊急輸送の範囲は以下のとおりとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- エ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### 3 緊急輸送体制の確立

町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、輸送路の選定を行うとともに、請戸漁港を利用した海上輸送等多様な手段を用いての円滑な緊急輸送を実施するものとする。実施にあたっては、以下の点に留意する。

- ア 町は、人員、車両等に不足が生じたときは、指定地方公共機関のほか、県を通じて国（輸送関係省庁）に支援を要請するとともに、必要に応じて、県や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- イ アによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において支援を要請するものとする。
- ウ 町は、円滑な緊急輸送を実施するため、指定地方公共機関等への要請にあたっては、事故や放射線に関する情報提供や防護資機材の貸与を行うものとする。



## 第2 緊急輸送のための交通確保

町は、原子力災害合同対策協議会において、交通規制に当たる県警察や他の道路管理者と密接な連絡を図り、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置を講じるものとする。

# 第13節 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の安全確保については、次により実施するものとする。

## 第1 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生を防止するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

## 第2 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

県における防災業務関係者の被ばく線量の指標は、次のとおりである。防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、町は、防災活動に係る被ばく線量ができる限り少なくするよう配慮する。

被ばく線量の指標	備考
実効線量 50 ミリシーベルト	ただし、防災業務関係者のうち、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。

## 第3 防護対策

町は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材を装着させるとともに、安定ヨウ素剤を予防的に服用させる等、被ばく線量を低減させるために必要な措置を図る。

## 第4 防災業務関係者の被ばく管理

町は、県の協力のもと、災害対策本部及び各機関に、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、除染等の措置を行うものとする。

県は、町からの要請に応じて、被ばく管理を行う人員について支援するとともに、防災業務関係者の除染等の医療措置を行うものとする。

## 第5 防護資機材の確保

町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。

防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、県及び関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合は、関係機関に対し、原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

## 第6 防災関係機関との情報交換

町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

# 第14節 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと、及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

---

## 第 4 章 原子力災害中長期対策

---



## 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

## 第2節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

## 第3節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

### 第1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

### 第2 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

## 第4節 心身の健康相談体制の整備

### 第1 健康調査

町は、国及び県と連携し、原子力災害時において防護対策を講じた地区の居住者に対し、健康調査を実施し、居住者の健康維持を図るものとする。

## 第2 相談窓口

町は、国及び県と連携し、住民に対する心身の健康に関する相談に応じるための窓口を設置するものとする。

## 第3 災害地域住民に係る記録等の作成

### 1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

### 2 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

## 第5節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

## 第6節 被災者等の生活再建等の支援

### 第1 被災者等の生活再建への支援

町は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

### 第2 相談窓口の設置等

町は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。町の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

### 第3 生活再建の推進

町は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第7節 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第8節 災害対策本部の解散

町長は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を解散するとともに、これを県に報告するものとする。